

イラストで学ぶ冷凍空調入門 改訂3版(2017年4月7日) 正誤表

法令改正のため、訂正いたします。

訂正箇所	正	誤						
P68 上から2行目	冷凍設備を設置しようとする者は、都道府県知事又は指定都市の長(以下「 <u>都道府県知事等</u> 」と総称)に、許可申請～	冷凍設備を設置しようとする者は、都道府県知事に、許可申請～						
P68 上から7行目	<u>二酸化炭素</u> 、フルオロカーボン(不活性の冷媒ガス)冷凍設備の場合	フルオロカーボン(不活性の冷媒ガス)冷凍設備の場合						
P68 下から4行目	<u>二酸化炭素及び不活性の冷媒ガス</u> を使用するフルオロカーボン冷凍設備～	不活性の冷媒ガスを使用するフルオロカーボン冷凍設備～						
P68 下から1行目	制対象がゆるくなっていますが、 <u>二酸化炭素</u> や不活性の冷媒ガス～	制対象がゆるくなっていますが、不活性の冷媒ガス～						
P71 「定数(C)」の表の最下行	<table border="1"> <tr> <td><u>二酸化炭素</u></td> <td>1.8</td> <td>1.7</td> </tr> </table>	<u>二酸化炭素</u>	1.8	1.7	<table border="1"> <tr> <td>〃</td> <td>8.4</td> <td>7.9</td> </tr> </table>	〃	8.4	7.9
<u>二酸化炭素</u>	1.8	1.7						
〃	8.4	7.9						
P73 上から3行目	を設置し使用する場合は、都道府県知事等の許可が～	を設置し使用する場合は、都道府県知事の許可が～						
P73 上から7行目	な図面類を添付して、設置する場所を管轄する都道府県知事等に～	な図面類を添付して、設置する場所を管轄する都道府県知事に～						
P73 様式第1(第3条関係) 下から3行目	_____ 殿	都道府県知事 殿						
P74 上から1行目	なお、申請者から申請書が提出されま すと、都道府県知事等は、～	なお、申請者から申請書が提出されま すと、都道府県知事は、～						
P75 様式第2(第4条関係) 下から5行目	_____ 殿	都道府県知事 殿						
P75 下から2行目	この届出をし、基準に適合していると認められ都道府県知事等に届出～	この届出をし、基準に適合していると認められ都道府県知事に届出～						
P83 下から5行目	は冷凍能力5トン以上20トン未満の <u>二酸化炭素及び不活性の冷媒ガス</u> ～	は冷凍能力5トン以上20トン未満の不活性の冷媒ガス～						
P86 上から4行目	スの種類を変更しようとする場合には、 <u>都道府県知事等</u> の許可～	スの種類を変更しようとする場合には、都道府県知事の許可～						
P90 上から8行目	設置許可後(初回)の完成検査は、都道府県知事等、高圧ガス保安～	設置許可後(初回)の完成検査は、都道府県知事、高圧ガス保安～						
P90 上から12行目	事等、高圧ガス保安協会及び指定完成検査機関～	事、高圧ガス保安協会及び指定完成検査機関～						

P90 下から 10 行目	りですが、この製造を開始した場合には、その旨を都道府県知事等～	りですが、この製造を開始した場合には、その旨を都道府県知事～
P92 上から 9 行目	事等への届出が義務づけられているのです。	事への届出が義務づけられているのです。
P93 下から 1 行目	知事等へ変更届出が必要ですので、～	知事へ変更届出が必要ですので、～
P95 上から 4 行目	知事等への届出の必要はありません。	知事への届出の必要はありません。
P96 下から 5 行目	本来保安検査は、都道府県知事等が行う検査ですが、～	本来保安検査は、都道府県知事が行う検査ですが、～
P96 下から 1 行目	その旨を、都道府県知事等に報告～	その旨を、都道府県知事に報告～
P104 上から 1 行目	なお、冷凍保安責任者を選任(解任)したときは、都道府県知事等～	なお、冷凍保安責任者を選任(解任)したときは、都道府県知事～
P104 下から 1 行目	県知事等に届け出る必要があります。	県知事に届け出る必要があります。
P108 下から 8 行目	そこで、1 日の冷凍能力が3トン以上(三酸化炭素及び不活性のフルオロカーボン～	そこで、1 日の冷凍能力が3トン以上(不活性のフルオロカーボン～